

さいたま市子ども・子育て支援事業計画
「さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」

進 行 管 理 表
(平成30年度)

【 子ども・子育て支援事業計画必須記載事業 】

【様式1】子ども・子育て支援事業計画必須記載事業

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所管
1	幼稚園・認定こども園	幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)で、教育を希望する3歳～小学校就学前までの児童に対して、幼稚園などの施設の必要量を確保し、教育・保育の提供体制を整えます。	入園児数	人	全市	20,440	20,440	—	18,038	B	20,255	20,255	目標値20,440人のところ、18,038人で88.2%となりましたので、B評価としました。 また、平成30年8月に「さいたま市子育て支援型幼稚園認定制度」を創設し、初年度は17園の幼稚園をさいたま市子育て支援型幼稚園として認定しました。	就労状況を問わず、幼児教育に対するニーズに応えることができるよう、幼稚園における預かり保育の更なる充実を支援します。	幼稚園が実施する預かり保育事業に対する補助制度を継続します。 また、就業の有無などのライフスタイルに関わらず、幼児教育を希望する世帯の選択肢を増やすために、一定の要件を満たす幼稚園(「子育て支援型幼稚園」)の認定制度の普及を促進します。	ウ	幼児政策課
					1号認定	17,892		—	16,448		17,408						
					2号認定	2,548		—	1,590		2,847						
2	保育所等(3～5歳児)	保育需要の高い地域を中心に、保護者の就労などの事由により保育を必要とする3歳～小学校就学前までの児童を保育するため、認可保育所などの新設や定員増を進めます。	定員	人	全市	12,234	12,234	—	12,962	A	12,626	12,626	認可保育所及び認定こども園の新設整備(17か所)、認定こども園の増改築(1か所)を実施した結果、平成30年度末時点で確保方策を上回る定員増を達成したため、A評価としました。 また、令和元年度の定員増に向けて、社会福祉法人等に対する施設整備への補助及び支援を実施しました。	平成31年4月1日時点において393人の保育所等利用待機児童が生じており、今後も更なる保育需要の増加が見込まれることから、浦和区や南区など、保育需要の高い地域を「保育所整備重点地域」に設定し、優先的に認可保育所等の整備協議対象とすることで、当該地域における施設整備を促進します。	保育を希望する方が1人でも多く保育施設を利用できるよう、積極的な施設整備により保育の受け皿を確保することで、安心して子育てできる環境づくりを目指します。	エ	のびのび安心子育て課
					0歳児全市	2,195	—	2,237	B	2,347	1,894	453	10,573	10,573	1,540	平成31年4月1日時点において393人の保育所等利用待機児童が生じており、今後も更なる保育需要の増加が見込まれることから、浦和区や南区など、保育需要の高い地域を「保育所整備重点地域」に設定し、優先的に認可保育所等の整備協議対象とすることで、当該地域における施設整備を促進します。	待機児童の解消に向けて、保育を希望する方が1人でも多く保育施設を利用できるよう、需要を踏まえた施設整備を積極的に進め、安心して子育てできる環境づくりを目指します。
認可保育所等	2,195	1,760	—	1,698													
地域型保育	435	—	539														
3	保育所等(0～2歳児)	保育需要の高い地域を中心に、保護者の就労などの事由により保育を必要とする0歳～2歳までの児童を保育するため、認可保育所や地域型保育事業などの新設や定員増を進めます。	定員	人	1～2歳児全市	10,028	10,028	—	8,839	B	10,573	10,573	認可保育所及び認定こども園の新設整備(17か所)、認定こども園の増改築(1か所)、地域型保育の整備(29か所)を実施しましたが、平成30年度末時点での施設定員が確保方策を下回ったため、B評価としました。 また、令和元年度の定員増に向けて、社会福祉法人等に対する施設整備への補助及び支援を実施しました。	平成31年4月1日時点において393人の保育所等利用待機児童が生じており、今後も更なる保育需要の増加が見込まれることから、浦和区や南区など、保育需要の高い地域を「保育所整備重点地域」に設定し、優先的に認可保育所等の整備協議対象とすることで、当該地域における施設整備を促進します。	待機児童の解消に向けて、保育を希望する方が1人でも多く保育施設を利用できるよう、需要を踏まえた施設整備を積極的に進め、安心して子育てできる環境づくりを目指します。	エ	のびのび安心子育て課
					認可保育所等	10,028	8,565	—	7,147								
					地域型保育	1,463	—	1,692									
					認可保育所等	10,028	8,565	—	7,147								
9	放課後児童クラブ	小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、放課後等に家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ります。 放課後児童クラブの待機児童の解消は喫緊の課題となっていますが、児童福祉法の改正に伴い、平成27年度からは公設クラブの対象児童が全学年に拡大されたため、民設クラブの整備をより積極的に進め、待機児童の解消を図ります。 また、毎年度、関係部局と協議の上で新たな活用可能校の選定を行い、学校、地域との連携のもと、余裕教室等の活用を引き続き推進します。さらに、国が推進している18時半以降の開所について、引き続き実施します。	受入可能児童数	人	行政区	11,600	11,623	—	11,147	A	12,100	12,103	待機児童の多く出ている小学校区を中心に19か所の民設クラブを開設するなど、受入可能児童数を713人拡大した結果、目標の11,623人に対し11,147人と、約95%を達成することができたため、A評価としました。 また、委託料基準額の一部改定や処遇改善費補助金の拡充など既存民設クラブの支援強化に努め、児童の受入促進を図った結果、前年同時期に比べ、728人の入室児童数増加となりましたが、待機児童数は392人となり、13人の微増となりました。 余裕教室の活用については、教育委員会と連携し、小学校3校において合計5か所の民設放課後児童クラブを整備しました。	民設クラブの整備により受入可能児童数は拡大したものの待機児童数は微増となっているため、各小学校区の待機児童数、小学校児童数の推移見込、大規模開等等の状況を踏まえ、より効果的な整備を実施していく必要があります。	民設クラブをさらに16か所開設し、受入可能児童数を560人拡大します。あわせて、次年度のさらなる増設に向けた準備を進めます。 余裕教室を活用した放課後児童クラブの開設に向け、1か所の改修工事を実施し、4か所の実施設計を行います。	エ	青少年育成課
					行政区	11,600	11,623	—	11,147								
10	時間外保育(延長保育)事業	保護者の就労形態の多様化や通勤の長時間化等に伴い、11時間の開所時間を超過して必要とされる、保育需要に対応します。	延べ利用者数/施設数	人/施設	全市	458,000	222	393,498	218	A	468,000	227	認可保育所の整備に伴い延長保育の実施施設数が増加し、218施設となったため、A評価としました。	保護者の就労形態の多様化や通勤の長時間化等に伴い、年々増加している保育需要に対応できるよう、保育施設整備と併せて延長保育の実施施設も整備する必要があります。	令和元年度から開所した認可保育所が延長保育を実施していることから、利用者数も増加する見込みです。引き続き補助金の交付を行うなど、安定的に延長保育を供給できるよう努めます。	エ	保育課
					全市	458,000	222	393,498	218								

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目 標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目 標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所 管
11	子どもショートステイ事業	乳児から小学校修了までの児童の保護者が、疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害等の理由により、家庭での養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設等で、児童を短期間預かることにより、緊急時における子育て負担の解消を図ります。 なお、子どもショートステイを利用する保護者(生活保護世帯・市町村民税非課税世帯のひとり親家庭等)に対し、利用料を軽減します。	延べ利用者数 /施設数	人/ 施設	全市	70	6	33	6	A	70	6	確保方策である施設数について、目標の6施設を達成したため、A評価としました。	施設に空きがないと利用できないことがあるため、事業を効果的に実施する方策として、引き続き実施場所の拡充等の検討をしていく必要があります。	家庭での養育が一時的に困難となった際に、児童養護施設等で、児童を短期間預かることにより、緊急時における子育て負担の解消を図っていきます。また、引き続き、生活保護世帯、非課税世帯及びひとり親家庭等、世帯に応じた利用料を設定し、利用者がより使いやすい制度となるよう努めていきます。	ウ	子ども家庭総合センター総務課
12	トワイライトステイ事業	保護者が仕事や緊急の所用により、夜間に不在となり、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童を一時的に預かります。 なお、トワイライトステイを利用する保護者(生活保護世帯・市町村民税非課税世帯等)に対し、利用料を軽減します。	延べ利用者数 /施設数	人/ 施設	全市	100	2	101	2	A	100	2	延べ利用者数は101人となり、実施施設数については目標値の2施設を維持していることから、A評価としました。	保護者の就労形態の多様化に伴い、夜間保育を行う本事業についても継続して見込まれます。 今後の社会状況の変化や利用状況等の推移を注視し、需要の把握を行う必要があります。	現状の2施設で継続して実施します。また、ウェブサイト等を活用して夜間保育が必要な方への周知を図ります。	ウ	保育課
13	子育て支援センター(単独型)事業	子育て家庭の負担感、不安感を軽減するため、市内に10施設ある子育て支援センター(単独型)において、育児相談や保護者の交流が気軽にできる仕組みや場所を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを促進します。	延べ利用者数 /施設数	人/ 施設	全市	286,900	10	248,104	10	B	292,000	10	施設数は目標値を達成しているものの、延べ利用者数が目標を下回ったため、B評価としました。 父親の育児参加を促進するため、「パパサンデー」として月2回日曜日に開所し、父親向けのイベントや講座等を実施しました。	男性の利用者増を含め、より多くの利用者が訪れるような工夫を行っていく必要があります。	引き続き事業を継続しつつ、より多くの利用者が訪れるような工夫(講座やイベントの開催など)を行っていきます。令和元年度は、男性利用者の増加を図るため、3カ所の子育て支援センターにて月4回日曜日に開所し、父親向けのイベントや講座等を実施します。	ウ	子育て支援政策課
14	子育て支援センター(保育所併設型)事業	保育所を地域の子育て家庭に開放し、子育てに関する相談指導や、交流の場を提供することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。	延べ利用者数 /施設数	人/ 施設	全市	139,300	52	114,601	55	A	141,900	56	延べ利用者数は114,601人でしたが、実施施設数は55施設となったため、A評価としました。	少子化や核家族化に伴い、保護者の子育ての不安感を緩和する本事業の必要性も高まっていることから、保育施設整備と併せて子育て支援センター事業の実施施設も整備を進めるとともに、子育て世帯に対して更なる事業内容の周知を図る必要があります。	利用者の増加に向けてウェブサイト等を活用して事業の周知を図ります。	エ	保育課
15	のびのびルーム事業	子育て中の保護者と3歳未満の子どもの遊び場・交流の場として、学校開校日の午前9時から12時まで、放課後児童クラブを無料で開放することで、親子で一緒に遊んだり、子育てに悩む親同士が語り合える場を類似施設と整理・統合を行いながら整備し、核家族世帯にある子育て家庭の孤立化を防止するとともに、乳幼児の健全育成と公共施設の有効活用を図ります。	延べ利用者数 /施設数	人/ 施設	全市	44,300	32	43,276	31	A	41,100	33	施設数及び延べ利用者数について目標値の90%以上を達成しているため、A評価としました。 ルーム運営の質の向上を図るため、各ルームとも手遊びや読み聞かせ、紙芝居など独自のイベントを開催しました。 また、のびのびルームごとに月1回連絡会議を開き、現状の課題点を把握するとともに改善に努めました。	のびのびルームの所在地や広狭などの理由により利用人数にばらつきがあります。利用者増に向け、ルーム独自にチラシを作成し配布するとともに、ルームの利用者へ口頭でイベントの周知を図ります。	31ののびのびルームを運営していますが、引き続き親子の仲間づくりや子どもの育ち、親の育ちを促進するため、マネージャーから積極的に声掛けをして、きっかけづくりをするとともに、各種イベントを開催し、利用の促進を図ります。	ウ	子育て支援政策課
16	預かり保育事業(幼稚園)	市内に104施設ある私立幼稚園(認定こども園含む)において、正規の教育時間の前後に預かり保育を行うことで、就労を希望する保護者に、幼稚園という選択肢を提供し、保育の受け入れ先を拡大します。	延べ利用者数 /施設数	人/ 施設	全市	232,000	88	365,195	76	B	233,000	89	私立幼稚園等が在園児を対象に実施する預かり保育事業について、補助金を交付しました。 平成30年度補助実績においては、延べ利用者数(365,195人)は目標(232,000人)を上回りましたが、施設数(76施設)は目標(88施設)を下回ってしまったため、B評価としました。	平成30年度は、平成29年度に比べ預かり保育延べ利用者数及び補助金の申請施設数は増加しました。 引き続き補助金の制度の周知に努め、補助金を活用してさらに預かり保育の長時間化・通年化を図り、就労を希望する保護者でも幼稚園を選ぶような環境を整えていく必要があります。	私立幼稚園等に補助金の制度を分かりやすく説明し、理解を得ることで、預かり保育事業長時間化・通年化を促進します。	ウ	幼児政策課
17	一時預かり事業(保育所)	保護者の就労形態の多様化、傷病、入院、及び保護者の育児疲れの解消等に対応するため、一時的に保育を必要とする児童を保育所において預かります。	延べ利用者数 /施設数	人/ 施設	全市	34,200	86	27,907	80	A	36,100	91	延べ利用者数は27,907人でしたが、実施施設数は、80施設のためA評価としました。	核家族化の進行等に伴い、定期利用の保育需要が高まっている中、本事業についても継続した需要が見込まれます。 今後の社会状況の変化や利用状況等の推移を注視し、保育施設整備と併せて、受け入れ体制を整える必要があります。	令和元年度から開所した私立認可保育園が一時預かり事業を実施していることから、利用者数も増加する見込みです。引き続き補助金の交付を行うなど、安定した一時預かり事業を供給できるよう努めるとともに、ウェブサイト等を活用して、一時預かりを必要としている方への周知を図ります。	エ	保育課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目 標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目 標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所管
18	一時預かり事業(単独型子育て支援センター)	子育て支援事業としての一時的かりを単独型子育て支援センターにおいて実施することにより、保護者の子育てに起因する心理的・身体的負担の軽減を図り、子どもの健やかな育ちを促進します。	延べ利用者数 ／施設数	人 ／施設	全市	2,300	2	2,394	2	A	2,300	2	延べ利用者数、施設数ともに目標を達成したため、A評価としました。 利用者の増加に向けて、市報やウェブサイトを活用して事業の周知を図りました。	単独型子育て支援センターの運営法人の自主事業として運営し、市から補助限度額の上限の補助金を交付していますが、事業の採算が取れない施設があります。 新規に施設を設置するには区切られた部屋が必要であり、実施場所を確保するにはより広い施設への移転または工事が必要です。	平成29年度から平成30年度にかけて減少した利用者の増加に向けて、市報やウェブサイトを活用して事業の周知を図ります。 また、一時預かり実施施設の増加に向けて、子育て支援センターの移転先を検討します。	ウ	子育て支援政策課
19	病児保育事業	保護者の子育てで就労の両立を支援するため、認可保育所等に通所中の児童が、病気又は病気の回復期にあって、保育施設での集団保育が困難な期間に、医療機関等に併設した専用スペースにおいて一時的に保育を行います。 なお、病児保育施設を利用する児童の保護者(生活保護世帯・市町村民税非課税・均等割額のみ世帯等)に対し、病児保育利用料の全部又は一部を助成します。	延べ利用者数 ／施設数	人 ／施設	全市	3,800	10	2,800	9	A	4,100	11	実施施設数は10施設目標のところ9施設であったため、A評価としました。	核家族化や女性の社会進出等に伴い、本事業の必要性も高まっていることから、今後の利用状況等の推移を注視し、整備する必要があります。	令和元年度においては、平成30年度と比較し1施設増となる10施設で事業を実施します。また、新規整備に向けた協議等を引き続き行うとともに、利用希望者が必要に応じて利用できるように引き続き市報等による周知も図ります。	ウ	保育課
20	ファミリー・サポート・センター運営事業	育児の援助を受けたい方(依頼会員)と育児の援助を行いたい方(提供会員)の相互援助活動により、子どもの預かりや保育施設などへの送迎を行うことで、子どもを持つすべての家庭が安心して育児・仕事を続けられる環境を整備し、地域の子育て支援の推進を図ります。	延べ利用者数 ／提供会員数	人	全市	15,600	1,020	16,547	1,104	A	15,700	1,045	市報さいたま、市ホームページ、子育てWEBなどの媒体で会員募集記事を掲載するとともに、会員募集のチラシを市施設で配布するなど会員の増加に努めた結果、確保方策としての提供会員数が1,104人となったため、A評価としました。 また、ひとり親家庭がファミリー・サポート・センターを利用した場合、月額2万円を限度として利用料の半額を助成しました。	目標の達成に向け、支援を必要としている家庭への更なる周知が必要です。また、依頼会員からの援助依頼の増加に対応するため、提供会員の登録数増加も必要です。	引き続き、市ホームページ、子育てWEBなどの媒体で周知を行い、本事業を実施していきます。 また、「祖父母手帳」「子育て講座」の周知を図る中で、提供会員増に向けたPRをしていきます。	ウ	子育て支援政策課
21	子育て緊急サポート事業	育児の援助を受けたい方(利用会員)と育児の援助を行いたい方(サポート会員)の相互援助活動により、病児の預かりや宿泊を伴う子どもの預かりなどを行うことで、地域の子育て支援の推進を図ります。	延べ利用者数 ／サポート会員数	人	全市	1,430	145	1,143	151	A	1,440	150	市報さいたま、市ホームページ、子育てWEBなどの媒体で会員募集記事を掲載し、会員の増加に努めた結果、確保方策としてのサポート会員数が151人となったため、A評価としました。 また、ひとり親家庭が子育て緊急サポートを利用した場合、月額2万円を限度として利用料の半額を助成しました。	目標の達成に向け、支援を必要としている家庭への更なる周知が必要です。また、利用会員からの援助依頼の増加に対応するため、サポート会員の登録数増加も必要です。	引き続き本事業を実施し、支援を必要としている家庭に向けた更なる周知について、検討します。 また、「祖父母手帳」「子育て講座」の周知を図る中で、サポート会員増に向けたPRをしていきます。	ウ	子育て支援政策課
24	子育て支援総合コーディネーター事業	子育て家庭や子育て支援関係者の最も高いニーズは、「いつ・どこで・誰が・どんな事を行っているのか」という情報であることが再認識されたことから、市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していきます。	箇所数	か所	全市	1	1	—	1	A	1	1	「子育て応援ダイヤル」による電話相談を実施したほか、「さいたま子育てWEB」の管理運営及び「子育て応援ブック」をはじめとした各種子育て情報紙の編集・発行により、市内の子育て情報を集約し、発信しました。 子育て支援総合コーディネーターを子育て支援政策課及び区ごとに配置するものとして、量の見込みを作成していましたが、区ごとに妊娠出産包括支援センターが設置されたことを受け、目標値を修正したことにより進捗状況が達成されたため、A評価としました。	多様化する電話相談やメールによる育児相談についてはコーディネーターのみで完結できないケースもあるため、対応が難しい場合には他部署や他機関と連携をし、問題解決に向けて対応しています。	引き続き、「子育て応援ダイヤル」を実施するほか、「さいたま子育てWEB」の管理運営及び「子育て応援ブック」をはじめとした各種子育て情報紙の編集・発行により、市内の子育て情報を集約し、発信します。	ウ	子育て支援政策課
25	保育コンシェルジュ事業	保育コンシェルジュを配置し、保育を希望する保護者からの保育施設に関する相談を受け、保護者の就労状況やニーズを踏まえながら、保育所や幼稚園、一時預かり保育、幼稚園の預かり保育等、情報の提供を行います。 また、保育所に入所できなかった世帯への情報提供や状況確認を行うことで、保護者のニーズに沿えるようアフターフォローを行います。	保育コンシェルジュの人数	人	全市	10	10	—	10	A	10	10	全区支援課に保育コンシェルジュを配置し、保育所の利用に関する相談受付や保育所等利用保留児童の保護者に対するアフターフォロー、個別のニーズに合った保育施設や保育サービスについての情報提供、区役所休日窓口開設における保育コンシェルジュによる相談受付を実施しました。 目標値に対する進捗状況が平成29年度に引き続き100%であるため、A評価としました。	待機児童、保育所等利用保留児童が今後も見込まれることから、引き続き保育コンシェルジュを全区支援課に配置し、相談受付や情報提供、アフターフォロー等を行うことにより、保育施設や保育サービスと利用希望者を適切に結び付けていく必要があります。 また、保育コンシェルジュサービスに関して、市民満足度を向上させるため、利用者のニーズを的確に把握し、効率的な情報提供を行っていく必要があります。	令和元年度も引き続き、各区支援課に保育コンシェルジュを配置し、保育所の利用に関する相談受付や、保育所等利用保留児童の保護者に対するアフターフォロー、個別のニーズに合った保育施設や保育サービスについての情報提供を行います。	ウ	幼児政策課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所管
27	妊婦健康診査事業	妊娠中の異常を早期に発見するとともに、心身ともに母体の健康を保ち胎児の健全な発育を促すため、健康診査費用の一部助成を行います。	件数	件	全市	9,978	9,978	—	10,363	A	9,940	9,940	平成30年度の母子健康手帳交付数は10,764件、妊婦健康診査1回目受診者数は10,363件、受診率は96.3%でした。平成30年度の目標受診率は95.7%で達成率は104%であることからA評価としました。 0歳児推計人口は年々減少していくと見込まれているため、受診率が毎年0.1%ずつの増加をしても量の見込みは年々減少していく状況です。 広報およびホームページにて妊婦健康診査受診勧奨を実施しました。	妊娠週数が20週以降に妊娠を届出し母子健康手帳及び妊婦健康診査の助成券の交付を受けた方が全体の0.7% (76名)でした。初回の妊婦健康診査は、妊娠初期(およそ15週目まで)の受診を想定しており、妊娠に気付いた妊婦が適切な時期に妊娠を届けて母子健康手帳や助成券の交付を受けるよう引き続き周知していきます。	母体の健康を保ち胎児の健全な発育を促すため、妊娠・出産包括支援センターで妊娠届出時に助成券の配布を行うとともに、妊婦健康診査の必要性を説明し、定期受診を促します。 広報及びホームページにて妊娠届を早期に提出できるような周知を進めていきます。 妊婦健康診査の肝炎ウイルス検査陽性者に対して、受診勧奨と必要時相談支援を実施していきます。	ウ	地域保健支援課
29	妊産婦・新生児訪問指導事業	妊婦健康診査の結果、保健指導が必要とされた妊婦、出生連絡票により訪問希望のあった新生児、乳児及びその保護者(里帰り出産を含む)を対象とし、妊産婦・新生児及び乳児の健康増進と育児不安の軽減を図るため助産師・保健師等が訪問指導を実施します。	訪問件数	件	全市	12,540	12,540	—	13,104	A	12,600	12,600	妊産婦・新生児訪問は、目標値を超える実施率であり、対象者の健康増進と産後の子育てで不安の軽減を図ったためA評価としました。 継続支援が必要な対象者については、訪問後にカンファレンスを実施し、支援方針を検討する等、きめ細やかな支援につなげています。	産婦新生児訪問は、ハローエンゼル訪問と併せ、乳児全戸訪問事業となっており、すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐ等の目的があります。 平成30年度中に出生の届出があった数(10,431人)に対して、産婦新生児訪問を受けた新生児、乳児数は6,593人であり、産婦新生児訪問の割合は63.2%でした。 より多くの方が妊産婦・新生児訪問指導事業を利用できるように、今後も妊娠届出時の案内やホームページの掲載等でPRしていきます。	より多くの方が妊産婦・新生児訪問指導事業を利用できるように、今後も妊娠届出時の案内やホームページの掲載等でPRしていきます。	ウ	地域保健支援課
30	ハローエンゼル訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭のうち、産婦・新生児訪問等を利用しなかった家庭を、民生委員・児童委員や保健委員会などの子育て支援経験者が訪問し、子育てに関する不安や悩み相談や子育て支援の情報提供を行います。	実施件数/実施体制・機関	件	全市	3,970	実施体制 84人 実施機関 子育て支援政策課	3,238	84	A	3,750	実施体制 84人 実施機関 子育て支援政策課	月1回行う連絡調整検討会議で、エンゼルコーディネーターと各区のエンゼル訪問員、保健センター、支援課で調整を図る機会を持ったことや、フォローアップ研修等を開催し、訪問員のスキルアップを図ったことで効果的な訪問ができ、対象人数3,377人のうち95.9% (3,238人)を訪問することができました。訪問の実施体制として、エンゼル訪問員数を目標値どおり配置したため、A評価としました。	少子化や核家族化の進展に対し、子育て世帯の孤立化を防止する観点から本事業の重要度は年々高くなっていきます。 また、継続的な支援が必要とされる家庭への援助を関係機関と連携して実施していく必要があります。	研修等により訪問員のスキルアップを図るとともに、市ホームページや子育てWEBなどの媒体で事業の周知を行い、訪問率を上げていきます。	ウ	子育て支援政策課
45	子育てヘルパー派遣事業	体調不良で、昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる方がいないなど、妊娠中や産褥期を含め、一定条件を満たす子育て家庭に保護者の在宅時にヘルパーを派遣し、家事・育児援助を行うことにより、体調不良時における子育て負担の軽減を図ります。 また、保健所・保健センターが実施する各種母子保健事業により、虐待予防の視点から把握された養育支援が必要である家庭に対してヘルパーを派遣し、家事・育児援助を行います。 なお、子育てヘルパーを利用する保護者(生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・ひとり親家庭等医療費支給世帯等)に対し、利用料を軽減します。	実施事業者数	者	全市	—	2	—	1	C	—	2	実施事業者数の増加に向けて事業を再構築するため、他市事例等を調査し、検討しましたが、実施事業者数の増加には至らず、1者のままであったため、C評価としました。	実施事業者数の増加にあたり、運用方法等を見直す必要があります。また、事業の再構築に向けて他市事例等を調査し、検討していきます。	ヘルパー派遣を行う事業者数の確保を含め、より利用しやすい事業となるよう引き続き検討します。	ウ	子育て支援政策課
46	子ども虐待予防家庭訪問事業	子育ての不安や虐待のおそれ、そのリスクを抱える家庭に対し、子ども家庭支援員を派遣し、子育て等の相談・支援を行うことにより、地域における児童虐待発生の予防を図ります。	支援目標の達成率	%	全市	—	91	—	93.8	A	—	92	平成30年度の子ども家庭支援員による訪問家庭数は60件でした。支援終了した家庭48件のうち、支援目標が達成できた家庭は45件であり、目標達成率は93.8%でした。目標値に対する達成率の割合は103.1%のためA評価としました。 また、支援技術の向上を図ることを目的に子ども家庭支援員に対して研修会を行いました。	精神疾患や複雑な家族背景がある家庭への訪問となるため、子ども家庭支援員には、専門的な知識や技術が求められます。 子ども家庭支援員を対象にした研修会を開催したり、情報交換を図る機会を設けることで、支援員のスキルアップを図り、支援目標の達成に努めます。	令和元年度においても、子ども家庭支援員の養成、支援員のスキルアップを目的とした事業連絡会や研修会を行います。養育上の問題を抱える家庭に対して、継続して訪問支援を提供していきます。	ウ	地域保健支援課

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所管
75	さいたま市放課後子ども総合プラン	希望するすべての就学児童が多様な体験・活動を行えるよう、放課後児童クラブに入室する児童がチャレンジスクールにも参加できる一体型又は連携による実施を推進します。 また、子ども未来局及び教育委員会共催による本プランの推進委員会を開催し、両事業の進行管理を行います。	対象箇所数	箇所	全市	—	60	—	61	A	—	62	各チャレンジスクールの代表者が集まる会議において、放課後児童クラブに入室する児童がチャレンジスクールに参加できるよう依頼しました。 また、放課後児童健全育成事業委託説明会において、チャレンジスクールとの連携について説明するとともに、送迎方法等に関する各チャレンジスクールとの調整・連携などについて依頼しました。 その結果、学校敷地内及び隣接市有地に放課後児童クラブとチャレンジスクールを設置し、同事業を一体型で実施しているチャレンジスクールが、61箇所であったため、A評価としました。 また、本プランの推進委員会を開催し、各事業の進捗状況等について報告・共有するとともに、連携時の課題等について協議することができました。	放課後児童クラブに入室する児童を参加対象外としているチャレンジスクールにおいては、送迎等に対応するためのボランティアスタッフの不足等の課題があります。 そのため、放課後児童クラブ及びチャレンジスクールに対し、放課後児童クラブに入室するより多くの児童がチャレンジスクールに参加できるよう、調整・連携について働きかけを行っていく必要があります。	引き続き、各チャレンジスクールには放課後児童クラブに入室する児童の参加について、各放課後児童クラブにはチャレンジスクールへの児童の参加について働きかけていきます。 また、本プランの推進委員会を開催し、各事業の進捗状況等について報告・共有するとともに、連携時の課題等について協議していきます。	エ	青少年育成課・生涯学習振興課
91	妊娠・出産包括支援事業(利用者支援事業・母子保健型)	保護者の育児不安等の軽減や孤立の防止を図り、家庭の養育力の向上を目指すため、区役所保健センター内に妊娠・出産包括支援センターを設置し、保健師、助産師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応します。	妊娠・出産包括支援センターの開設	区	全市	—	10	—	10	A	—	10	平成30年度においては、10区で妊娠・出産包括支援センターを運営し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施していることからA評価としました。平成30年度全妊娠届出10,764件のうち、妊娠・出産包括支援センターでは7,567件(70.3%)の妊娠届出を受理しています。	妊娠・出産包括支援センターでの妊娠届出数は、全妊娠届出数の70.3%です。母子保健相談員が妊娠届出を受理し、情報提供や相談支援を行うとともに、早期に支援を開始することが重要です。 妊娠届出の機会を捉えて支援を開始する妊婦の割合を増やしていく必要があります。そのため工夫が求められています。	令和元年度においても、チラシ、ポスター及びホームページなどを活用して引き続き事業の周知を図ります。 また、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行えるように、妊娠届出に伴う情報提供や相談を継続し、タイムリーに適切な支援につなげることができるようにしていきます。 妊娠・出産包括支援センター以外の交付場所に母子保健相談員等の専門職が出張する等、早期に支援を開始できる機会を設けていきます。	ウ	地域保健支援課